

令和7年7月

医療コンテナ関係者各位

内閣官房国土強靱化推進室
厚生労働省医政局地域医療計画課

【依頼】医療コンテナに係る基礎情報等のご提供につきまして

平素より、災害時等における医療体制の構築の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

医療コンテナにつきましては、厚生労働省医政局地域医療計画課（以下、「計画課」という。）において、医療コンテナを都道府県や医療機関が災害時等に検査や治療に活用することなどを第8次医療計画の策定指針に新たに盛り込んだほか、都道府県及び災害拠点病院が平時から医療コンテナを整備する費用を支援する、「医療コンテナ活用促進事業」を実施するとともに、本年6月には「医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン」をお示ししたところです。また、内閣官房国土強靱化推進室（以下、「強靱化室」という。）より「医療コンテナの活用に関する手引き」を令和5年3月に作成しており、医療コンテナに関する活用事例や導入・活用にあたってのQ&Aをお示ししております。

今年度につきましても、医療コンテナ等を活用した災害時の医療提供体制の充実を図るため、各都道府県及び災害拠点病院において医療コンテナの活用を検討する際の参考資料として、医療コンテナを取り扱う事業者より、現在国内で取り扱う医療コンテナの基礎情報等を情報提供いただき、当該情報を基に、強靱化室及び計画課において用途別に分類を行い、医療コンテナに係る基礎情報等のリストとして取りまとめた上、都道府県及び災害拠点病院へ情報提供を行う予定です。

つきましては、医療コンテナに係る基礎情報等のリストを作成し、都道府県等へ情報提供するため、医療コンテナを取り扱う事業者におかれては、本依頼をご確認の上、別添様式への記載及びカタログ等関係資料のご提供をお願いいたします。

記

■募集の趣旨

- ・都道府県等の医療コンテナ活用の検討に資するよう、強靱化室及び計画課において、国内で取り扱われている医療コンテナに係る基礎情報等をリスト化し、都道府県等へ情報提供する等のため、医療コンテナを取り扱う事業者に対して医療コンテナに係る基礎情報等の情報提供を依頼するものです。

■医療コンテナの定義

- ・本募集の対象とする「医療コンテナ」は、「医療コンテナの活用に関する手引き」(※)の第1章で定義されているとおり、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」とし、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」のいずれかとします。

(※)「医療コンテナの活用に関する手引き」掲載URL

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf

■募集内容

- ・自社で取り扱う医療コンテナについて、別添様式の記載およびカタログ等関連資料について新たに追加・修正する記載及び資料がございましたらご提供をお願いいたします。

※資料のご提供後に詳細な情報や不明点をお伺いするために強靱化室又は計画課よりご連絡させていただく場合があります。

■提出等

- ・ご不明点のお問合せ、資料等のご提供は以下の4名までメールにてお願いいたします。

内閣官房国土強靱化推進室 小関

厚生労働省医政局地域医療計画課 南島、中村、赤星

(担当)

内閣官房国土強靱化推進室

小関

電話:03-6257-1775(直通)

Mail:hinano.koseki.t4t@cas.go.jp

厚生労働省医政局地域医療計画課

南島、中村、赤星

電話:03-3595-2185(直通)

Mail:saigai-iryo@mhlw.go.jp